

議案第41号

鹿児島県子ども総合療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県子ども総合療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県子ども総合療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県子ども総合療育センターの設置及び管理に関する条例（平成22年鹿児島県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表文書料の項中「4,370円」を「5,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

鹿児島県子ども総合療育センターの文書料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。